

【一覧表】

平成28年2月 1日施行
 平成29年2月10日一部追加
 平成30年2月15日一部追加
 平成30年7月23日一部修正
 令和8年4月1日一部修正

許認可等標準処理期間一覧表(森林環境部)

課室等名		大気水質保全課							
番号	根拠法令		許認可等の種類	標準処理期間(日)	経由機関	経由日数	処理機関	処理日数	
	法令名	条項							
1	温泉法	3条	1項	温泉掘削の許可	74日		大気水質保全課	74日	
2	温泉法	5条	2項	温泉掘削の許可の更新	設定しない		大気水質保全課		
3	温泉法	6条	1項	温泉掘削の許可を受けた法人の合併又は分割の承認	10日		大気水質保全課	10日	
4	温泉法	7条	1項	温泉掘削の許可を受けた者の相続の承認	10日		大気水質保全課	10日	
5	温泉法	7条の2	1項	温泉掘削の変更許可	16日		大気水質保全課	16日	
6	温泉法	11条	1項	増掘及び動力装置の許可	74日		大気水質保全課	74日	
7	温泉法	11条	2項	増掘の許可の更新	設定しない		大気水質保全課		
8	温泉法	11条	2項	増掘の許可を受けた法人の合併又は分割の承認	10日		大気水質保全課	10日	
9	温泉法	11条	2項	増掘の許可を受けた者の相続の承認	10日		大気水質保全課	10日	
10	温泉法	11条	2項	増掘の変更許可	16日		大気水質保全課	16日	
11	温泉法	11条	3項	動力装置の許可を受けた法人の合併又は分割の承認	10日		大気水質保全課	10日	
12	温泉法	11条	3項	動力装置の許可を受けた者の相続の承認	10日		大気水質保全課	10日	
13	温泉法	14条の2	1項	温泉採取の許可	16日		大気水質保全課	16日	
14	温泉法	14条の3	1項	温泉採取の許可を受けた法人の合併又は分割の承認	10日		大気水質保全課	10日	
15	温泉法	14条の4	1項	温泉採取の許可を受けた者の相続の承認	10日		大気水質保全課	10日	
16	温泉法	14条の5	1項	可燃性天然ガスの濃度についての確認	10日		大気水質保全課	10日	
17	温泉法	14条の7	1項	温泉採取の変更許可	16日		大気水質保全課	18日	
18	温泉法	19条	1項	成分分析施設の登録	16日		大気水質保全課	18日	
19	土壤汚染対策法	3条	1項	指定調査期間の指定	75日		大気水質保全課	75日	
20	土壤汚染対策法	22条	1項	汚染土壤処理業の許可	75日	林務環境事務所	7日	大気水質保全課	75日
21	土壤汚染対策法	22条	4項	汚染土壤処理業の許可の更新	75日	林務環境事務所	7日	大気水質保全課	68日
22	土壤汚染対策法	23条	1項	汚染土壤処理業の変更許可	75日	林務環境事務所	7日	大気水質保全課	68日
23	土壤汚染対策法	32条	1項	指定調査期間の指定の更新	75日		大気水質保全課	75日	
24	公害紛争処理法施行令	15条の3		事件の記録の閲覧の許可	18日		大気水質保全課	18日	
25	浄化槽法	57条	1項	指定検査機関の指定	設定しない		大気水質保全課		

備考

- 「経由日数」とは、経由機関の事務所に申請が到達した日の翌日から起算し、許認可等を処理する課室等（処理機関）の事務所に到達する日までの日数をいう。
- 「処理日数」とは、処理機関の事務所に申請が到達した日の翌日から起算し、当該申請に係る許認可等の文書を発送する日までの日数をいう。
- 「処理日数」には、許認可等の前に、国、市町村、審議会その他の機関への協議が法令上求められている場合における当該協議に要する日数を含むものとする。
- 審議会を経て許可されるものについては、申請書提出期限の翌日から起算した場合の期間とする。
- 設定しない理由：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため